

Ⅲ 日本における事業再生と倒産手続 ——民事再生手続および会社更生手続の現状と展望——

山 本 研

はじめに

本稿は、2018年9月20日に国立台湾大学法律学院において開催された「国立台湾大学法律学院・早稲田大学法科大学院 学術交流ワークショップ」において筆者の行った研究報告を基に、若干の加筆・修正を加えたものである。本報告においては、日本における企業の再建手続の現状について、裁判上の倒産手続である民事再生手続と会社更生手続を中心に、あわせて、私的整理による事業再生との関係についても言及しながら紹介するとともに、その将来像と課題について若干の検討を試みたところである。

本報告にあたっては、王能君准教授（国立台湾大学法律学院）に司会を担当いただくとともに、許士宦教授（国立台湾大学法律学院）から、台湾における倒産法改正の状況と対比した貴重なコメントをいただいた。記して御礼申し上げます。

1. 日本における企業再建制度の概要

最初に、日本における現在の倒産法制の成立に至る経緯について、再建型の倒産手続である民事再生手続および会社更生手続を中心に概観しておくこととする。

日本においては、1990年代以降の長期にわたる景気低迷の中、倒産処理

の実効性を確保することが金融システムの安定、さらには日本経済の再生のために不可欠であるとの認識の下、倒産法制の抜本的改正が行われた。1996年に法制審議会に倒産法制の見直しについて諮問がされたことにより倒産法制の改正作業が開始したが、その当初は、倒産法制全般について一体的に改正することが予定されていた。しかし、長引く不況の影響で中小企業の倒産が急増したことに伴い、まず先行的に1999年に民事再生法が立法され、翌2000年から施行された⁽¹⁾。この経緯からも明らかなように、民事再生法は、主として中小企業の事業の簡易迅速な再建を念頭に創設された手続であるが、再建型の基本手続として位置づけられており、個人や大企業についても利用が可能とされている。民事再生手続は、制度創設当初より広く活用され、施行翌年の2001年には1110件の申立てがあり、また、中小企業の再建を主眼として創設されたものの、大規模企業の再建にも活発に利用されている。もっとも後述するように、最近はその利用件数は大きく減少しており、直近の2017年には、140件の申立てにとどまっている⁽²⁾。

他方、会社更生法は、第二次世界大戦後の1952年にアメリカの強い影響下において立法された大規模な株式会社の再建に特化した手続であり、比較的新しい法律であることから、改正作業の当初は小規模な一部改正にとどめる予定であった。しかし、民事再生手続が活発に利用される一方、大企業の再建については民事再生手続では限界があることが認識されるようになり⁽³⁾、日本経済の再生のためには、民事再生法だけではなく、会社更

(1) 民事再生法の制定に至る経緯については、深山卓也ほか『一問一答民事再生法』3頁以下(商事法務研究会、2000)参照。

(2) 民事再生手続の利用件数の推移については、【図表1】および【図表2】参照。

(3) その契機の一つとして、当初民事再生手続による再建を目指したが、複雑な担保関係の処理、および、多数の社債権者の存在など、民事再生手続によっては対応することが困難な問題に直面し、あらためて会社更生手続を申し立てることにより再建を図ることとなった、株式会社マイカルの倒産事件があげられる。その経緯については、小畑英一「マイカル再建絵巻・序説－法律管財人団奮闘記」商事法務編『再生・再編事例集3』103頁(商事法務、2004)参照。

生法についても抜本的な改正が必要と考えられるに至った。そこで、2002年に新しい会社更生法が立法され、翌年（2003年）4月より施行されることとなった⁽⁴⁾。

その後、清算型の倒産手続である破産手続（破産法）、および特別清算手続（会社法）についても改正が行われ、現在の日本の倒産法制は、清算型の手続として、破産手続と特別清算手続、再建型手続については、再建型の基本手続である民事再生手続と、大規模株式会社の再建のための特別手続である会社更生手続という、4種の手続から構成されている。

以上のように、1990年代以降の日本経済の低迷や経済構造改革の中で、倒産件数が急増し、それを受けて倒産法制の整備が進められてきたわけであるが、そのような法的手続とともに、近時大きな注目を集めているのが、私的整理と法的手続の中間に位置づけられる、「準則型の私的整理」である。法的手続によった場合、手続に費用および時間を要するとともに、取引債権も手続に取り込まざるを得ないため、結果的に事業価値の劣化を招いてしまい、事業再生が困難になる可能性がある。そこで、最近においては、裁判上の手続によらない、より緩やかな枠組みによる準則型の私的整理に期待が集まっており、法的手続以上に活用されるに至っているところである。

事業再生のための準則型の私的整理としては、①裁判所が関与する司法型のものとして、特定調停制度を活用した事業再生、②民間型のものとして、法務大臣および経済産業大臣が認定した紛争解決事業者が行う事業再生ADR⁽⁵⁾、および、③中小企業の再生に特化した行政型の制度として、

(4) 会社更生法の全面改正に至る経緯については、深山卓也編著『一問一答新会社更生法』4頁以下（商事法務、2003）参照。

(5) 現在、事業再生ADRについては、事業再生実務家協会のみが特定認証紛争解決事業者として認証・認定を受け、活動を行っており、2008年に認証を受けて以降、2017年までに合計64件の手続利用申請がなされている（須藤英章「事業再生ADR10年の軌跡」債権管理163号36頁以下、39頁（2019））。なお、事業再生ADRの利用状況、支援内容の分析等については、同論文、および、事業

中小企業再生支援協議会による事業再生の援助（窓口相談、および、再生計画策定支援）⁽⁶⁾などがあげられ、これらについては法的な整備もなされ、現在では、事業再生のツールとして盛んに活用されるに至っている⁽⁷⁾。

2. 日本における再建型倒産手続の現状

（1）再建型倒産手続の概要 ——民事再生手続と会社更生手続——

つぎに、再建型の倒産手続である民事再生手続と会社更生手続について、その概要と利用状況についてみていくこととする。

（i）民事再生手続の概要

民事再生法が立法される前は、中小企業向けの再建型手続としては、1922年に制定された和議法に基づく和議手続があったが、多くの問題点⁽⁸⁾があり利用状況も振るわなかったことから、上述したように、倒産法改正の先陣を切って、1999年に民事再生法が新たに立法された。このような民事再生法は、中小企業や個人事業者をその適用対象の中心としながらも、大企業や消費者の利用も可能とする再建型倒産手続の一般法として位置づ

再生実務家協会編著『事業再生ADRのすべて』374頁以下（商事法務、2015）など参照。

- （6） 中小企業再生支援協議会の活動については、多比羅誠編著『進め方がよくわかる私的整理手続と実務』58頁以下（第一法規、2017）、事業再編実務研究会編『あるべき私的整理手続の実務』90頁以下（民事法研究会、2014）など参照。
- （7） 代表的な準則型の私的整理である、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会、REVIC（地域経済活性化支援機構）の利用件数は、2011年には274件であったが、2012年は1530件、2013年は2543件、2014年には2491件と急増している（多比羅編著・前掲注（6）16頁参照）。
- （8） 手続開始原因が破産手続と同じであり、再建型手続としては手続の開始時期が遅かったこと、手続開始申立てと同時に和議案（再建計画案）を提出しなければならないとされていたこと、担保権者の権利行使に対応する手段がなかったこと、再建計画の履行確保措置が講じられていなかったことなどが指摘されている。これらの点につき、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第4版〕』818頁（有斐閣、2018）参照。

けられている。

民事再生手続においては、従来の和議手続の欠点とされてきた点についても大幅に改善され、これによって利用しやすく実効的な手続となっており、施行直後より大変よく利用されてきたといえることができる。もっとも最近では、その利用件数が減少傾向にあるが、これには景気の回復や準則型の私的整理の整備による影響等もあるとみられ、今後の中長期的な動向が注目されるところである。

なお、民事再生手続の限界として、担保権に関し複雑な調整を必要とする事件については、必ずしも適さないということに留意する必要がある。民事再生手続において担保権に関して変容を加えることができるのは、一定の要件を満たす場合に担保権の実行を一時的に停止する場合（担保権実行中止命令（民再31条））と、事業継続に不可欠な担保目的物について、その評価額を支払うことにより担保権を消滅させ、再生債務者の下で利用することを可能としようとする場合（担保権消滅請求（民再148条））に限られている。したがって、一般的には、担保権をめぐる権利関係が複雑に入り組んでいる事案や、多数の担保権者が再建に非協力的であるなど、担保権をめぐり複雑な調整が必要とされる事案については、民事再生手続は適さず、会社更生手続による処理に委ねるべきことになろう⁽⁹⁾。

(ii) 会社更生手続

会社更生手続は、適用対象を株式会社に限定した再建型の特別手続であり、大規模な株式会社の再建を念頭に立法された手続のため、日本の倒産手続の中でも最も厳格かつ強力な手続といわれている。再建型の基本手続である民事再生手続と比較した特徴として、①DIP型を原則とする再生手続に対し、必ず管財人が選任される管理型手続であること、②担保権者が別除権者として手続外で権利行使できる再生手続に対し、会社更生手続は担保権者も更生担保権者として手続に組み込み、その個別の権利実行を

(9) 株式会社マイカルの倒産事件（前掲注（3）参照）などが、その好例としてあげられる。

禁止し、権利内容を更生計画で変更できること、③資本構成の変更や組織変更には、別途会社法上の手続を履践しなければならない再生手続と比べ、会社更生手続では、更生計画に定めを置くことによって、会社法上の手続を経ずに、会社分割・合併・株式交換・株式移転などを行うことが可能とされているため（会更210条以下）、大規模企業の抜本的再建に必要な事業組織の再編やM&Aなどが行いやすくなっていることなどがあげられる。

以上のような会社更生手続は再建型手続として必要な手法を完備したものとはいえるが、その反面として、手続に相当の時間・コスト・手間がかかるため、実務においては、民事再生手続が企業再建のための一般手続として位置づけられ、会社更生手続は大規模な株式会社の再建に特化した特別手続という形で棲み分けが図られている。

（２）再建型倒産手続の利用状況

（i）民事再生手続の利用状況

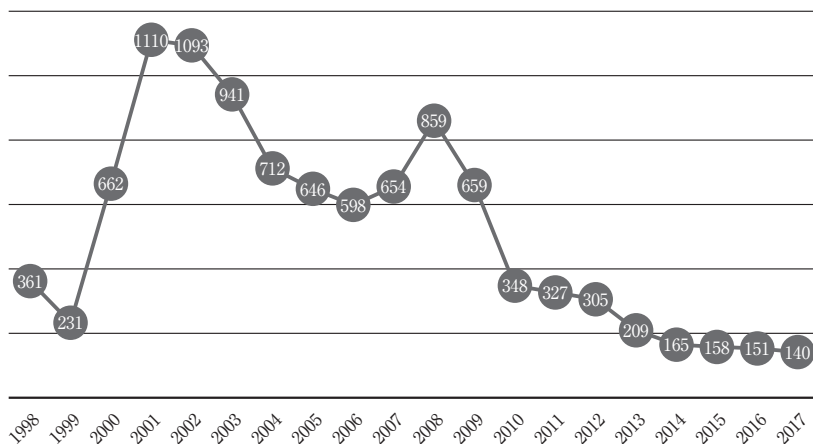
民事再生手続については、施行直後より大変よく利用されてきたということができ、施行から16年間で申立件数がトータルで1万件を突破し、現在では再建型手続の定番として定着するに至っているといえることができる。

再生手続の申立件数をみると、施行2年目の2001年には1110件の申立てと、最初のピークを迎え、有名百貨店（そごう）や大手総合スーパー（マイカル）、中堅ゼネコン（青木建設）など、大企業の手続申立ても多く見られた。その後は、いったん申立件数が減少したが、2008年に再び急増している。これは、リーマンショックにより、日本国内でも景気が急速に悪化したことの影響を受けたことによるものである。この時期には、民事再生法の施行以降の負債額トップであり、史上2番目の規模の大型倒産であった、リーマン・ブラザーズ証券（負債総額3兆4314億円）をはじめとして、大規模企業の申立てが相次いでなされていた。

しかし、その後は企業の倒産件数は減少傾向に転じ、再生手続の申立件数も、2009年に前年比200件減（約23%減）、翌2010年にはさらに前年比300件減（約47%減）と、それぞれ急激に減少し、その後は緩やかな減少傾向が続いている。直近の2017年の申立件数は、前年の151件よりさらに11件減って140件となっており、ピーク時の2001年と比較すると12.5%程度の件数となっている（【図表1】～【図表3】参照）⁽¹⁰⁾。その要因としては、リーマンショックの影響から脱し、景気が回復基調に転じたこととともに、事業再生ADRや中小企業再生支援協議会をはじめとする準則型の私的整理手続の整備、会社分割を利用した事業再生手法の活用など、事業再生手法の選択肢が多様化していることの影響も大きいと思われる。

【図表1】 通常再生手続の利用件数（和議手続の利用件数）の推移

※1999年までは和議事件数、2000年以降は再生事件数である⁽¹¹⁾。



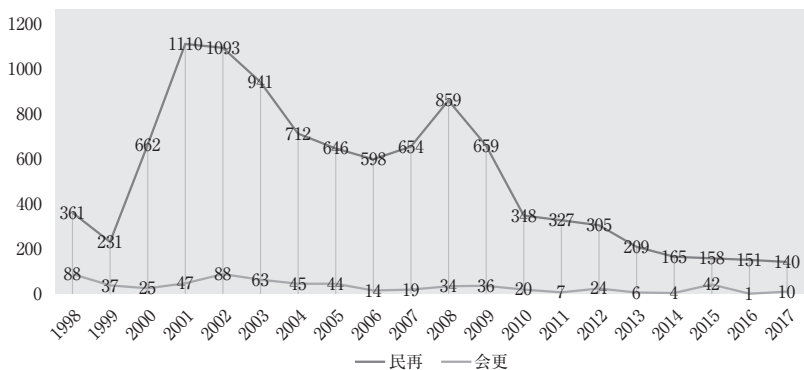
(10) 【図表1】から【図表4】の統計数値につき、1998年～2016年分については、最高裁判所司法統計年報による新受件数である。2017年の利用件数（新受件数）については、見島大成＝高橋卓嗣「平成29年における倒産事件申立ての概況」NBL1122号16頁（2018）による速報値である。

(11) 2000年の再生事件数は、同年4月1日の民事再生法施行以降の件数である。なお、同年1月から3月までの和議事件の新受件数は、42件であった。

【図表2】民事再生手続、会社更生手続、破産手続の利用件数の推移

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
民再			662	1110	1093	941	712	646	598	654
会更	88	37	25	47	88	63	45	44	14	19
破産	5599	4573	6268	8070	9471	8951	8401	8256	8522	9365
年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
民再	859	659	348	327	305	209	165	158	151	140
会更	34	36	20	7	24	6	4	42	1	10
破産	11058	11424	10220	9715	9653	8849	7976	7452	6968	7020

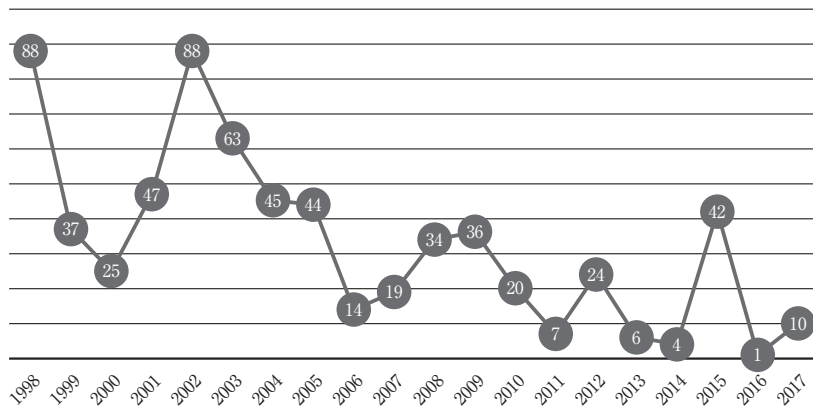
【図表3】再建型倒産手続の利用件数の推移と対比



(ii) 会社更生手続の利用状況

会社更生手続の申立件数は、改正前の2001年には1年間で47件であったのに対し、改正後の2003年には申立件数が63件と増加するとともに、申立て企業の規模・業種などの面でも多様化が認められる。もっとも、その後は産業再生機構の設立や事業再生ADRの活用などもあって、会社更生手続の利用は増減を繰り返しながらも、全体としては緩やかな減少傾向が続いている。最近では、2012年と2015年に大幅な増加がみられるが、これはグループ会社についての複数申立てを含む数値であり、純粋な増加とみるべきではないと考えられ、直近の2017年の会社更生事件の申立件数は10件

【図表 4】会社更生手続の利用件数の推移



となっている（【図表 2】、【図表 4】参照）。このような会社更生手続の利用件数減少の要因としては、民事再生手続と同様に、景気が回復基調に転じていること、および、事業再生手法の多様化があげられる。なお、会社更生事件については、その申立ての大半が東京地方裁判所になされている点も、特徴的といえることができる（2014年：4件中3件、2015年：42件中41件、2016年：1件中1件、2017年10件中9件）。

(iii) 破産手続の利用状況

なお、参考までに破産手続の利用状況についても確認しておくこととする。個人債務者をのぞく法人等の破産事件の件数は、2006年以降4年連続で増加していたが、2010年以降は減少傾向に転じ、その後は毎年5%前後の減少傾向が続いていたところ、2015年から減少率が落ち着きはじめ、2017年には前年比0.7%増となり7年間続いていた減少傾向に歯止めがかかっている（【図表 2】参照）。

3. 再建型倒産手続をめぐる状況の変化

つづいて、民事再生手続をとりまく状況の変化、および会社更生手続に

みられる近時の新たな運用についてみていくことにする。

(1) 民事再生手続をとりまく状況

①経済状況の変化にともなう倒産事件の変容

民事再生法が制定された2000年当時は、急激な景気悪化の影響による倒産への対応が急務とされていたが、その後においては、低経済成長下での「構造不況型」の倒産への対応が必要とされるようになってきており、経済状況という外的要因の変化とともに、倒産処理の方向性についても変化が生じてきているといえる。低経済成長下においては、事業の収益性が低いため、債務者企業の事業からの収益だけでは自主再建型の計画を立てることが困難となり、事業を譲渡するなどのスポンサー型のスキームによって事業の再生を図らざるを得ないケースが多くなるといえる。こうした再建スキームによる場合、民事再生手続によっても、経営者が自らの手で事業を継続し、再建することができなくなるため、とくに経営権を手放すことに強い抵抗を覚える経営者にとっては、DIP型である民事再生手続の魅力が減少することとなり、申立件数が低迷する一因となっていることが指摘されている⁽¹²⁾。

②私的整理型の事業再生へのシフト

民事再生法の施行直後においては、債務者にとっては過剰債務の処理を、債権者にとっても不良債権の処理を迅速に行う必要性が高かったこともあり、その手段として法的倒産手続が積極的に活用され、民事再生手続の利用件数も高いレベルで推移していた。しかし長期化する不況の下、構造不況型の企業については収益性の改善は依然として進まないものの、金融機関にとっての不良債権処理が一段落するとともに、政府による金融支援政策の推進により、債権者である金融機関も法的手続によるドラステックな処理より、私的整理によるリスケジュールにより、債務者企業の事

(12) 松下淳一＝中井康之「これからの倒産・事業再生実務」ジュリ1500号68頁(2016)参照。

業再生を待つという姿勢に転じてきているといわれている⁽¹³⁾。

このような状況下においては、経営不振に陥った債務者企業は、事業の維持・再建を図るにあたり、まず金融機関と私的整理型のリスケジュールを中心とする調整を試み⁽¹⁴⁾、その調整が不調、またはそれだけでは事業の再建が困難な状況に至って、初めて法的手続の利用を検討する傾向にあり、金融機関としても、金融支援政策による後押しもあり、現在のところ基本的にこのような方向性を受け入れている状況にある。このように、経済状況、および、倒産処理の方向性の変化が、倒産処理の全体的な枠組みにも変化をもたらしており、その一つの表れとして、私的整理型の事業再生制度の整備と活性化、その反面としての法的手続の利用件数の減少という現象が生み出されているといえることができる。

③民事再生手続をめぐる現在の問題状況

以上見てきたように、現在のところ、構造不況型企業の経営者は経営権を失わず少しでも事業を継続することを指向する結果、民事再生手続による早期事業再生に踏み出すことを躊躇し、また、金融機関も早急な債権回収は差し控えリスケジュールにより様子を見る傾向にあり⁽¹⁵⁾、その結果、さしあたり資金繰りの調整がつく限りは、抜本的な収益性の改善に踏み出すことなく従来の経営を続けるという事態が生じており、本来目指すべき早期事業再生の仕組みを実践することができない状況に陥っているという

(13) 現時点においても、金融機関が返済計画の変更などについて弾力的に応じることによる金融支援や、信用保証協会の各種保証制度などが倒産件数を抑制する下支えとなっており、2018年2月にも、監督官庁（金融庁）から金融機関等に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化を要請するなどの対策が行われていることから、当面はこうした現状に変化はないとの分析がされているところである（児島＝高橋・前掲注（10）16頁参照）。

(14) 私的整理においては、リスケジュールによる調整が大半（90%以上）であり、抜本的な財務体質の改善まで踏み込むことはまれであるとの指摘につき、多比羅編著・前掲注（6）16頁参照。

(15) 金融債権者としても、このような状況の下では、最大回収の実現は困難であるが、その反面、損失の顕在化を先延ばしすることが可能となる点でメリットがあるとの指摘がされている（松下＝中井・前掲注（12）76頁参照）。

ことができる。

このような状況に対しては、いわゆるゾンビ企業の延命による問題の先送りとして批判の声も上がっているところである⁽¹⁶⁾。民事再生法による抜本的な再建を回避して、金融機関によるリスケジュールによって問題を先送りする企業が多くを占める状況は、決して健全ということとはできないであろう。民事再生法本来の趣旨である、早期申立て・早期事業再生という考えからすれば、果敢に法的手続を活用し、再建可能な企業は発展させ、他方、再建が困難な企業は、いたずらに存続させずに清算し、それに代わる新たな事業を創生していくことが必要とされているといえる⁽¹⁷⁾。構造不況型企業を念頭に、事業再生のあり方を考えていかなければならない今日においては、民事再生法を活用することにより、財務体質の改善に踏み込んだ、抜本的な事業再生を試みる企業がもっと増えてもいいと思われるところである。

(2) 会社更生手続における新たな運用状況

会社更生手続をとりまく状況も、民事再生手続について述べたところと概ね同様である。そこで、ここでは会社更生手続において注目を集めている近時の新たな運用として、DIP型の会社更生の運用と債権者委員会の活用について紹介することとする⁽¹⁸⁾。

① DIP型会社更生の運用

会社更生法の改正にあたっては、民事再生手続と同様に、従前の経営者が事業経営権および財産管理処分権を保持する、DIP型の手続構造を採用

(16) 内藤修「民事再生法1万件突破、施行からの16年間を振り返る」週刊金融財政事情67巻25号37頁(2016)。

(17) 園尾隆司「法的整理と私的整理は今後どこに向かうのかー倒産事件減少の背景と将来の展望ー」金法2050号14頁(2016)参照。

(18) 近時の会社更生実務の運用状況と課題について紹介・検討するものとして、多比羅誠「最近の会社更生実務の課題」債権管理159号35頁(2018)、松下淳一「会社更生実務の課題と今後の展望」債権管理159号147頁(2018)などがある。

すべきかについて議論があったが、担保付債権をも手続内に取り込む強力な効果を有する更生手続においてDIP型の制度を導入することには利害関係人の厳しい反発が予想されたこと、主として大規模株式会社の利用が想定される会社更生手続においては、従前の経営者の人的信用や経営手腕を活用しなければ事業の維持更生が困難であるという事態は考えにくいことなどから、最終的にはDIP型の手続構造は採用されなかった。しかしながら、倒産について直接的な経営責任がなく、かつ、事業の維持更生に有益な能力を有する者が存在する場合には、これらの者を活用することが、更生会社の事業の再建に有用なことがあり得ることから、新会社更生法においては、管財人を必ず選任する管理型手続としての基本構造を維持しつつ、更生会社の従前の取締役等の経営者であっても、一定の欠格事由に該当せず⁽¹⁹⁾、管財人の職務を行うに適した者であれば、管財人に選任できることを条文上明確にすることとした(会更67条3項)。これにより、会社の事業内容を熟知した者を手続機関として活用とすることにより更生の可能性・実効性を高めるというDIP型手続の利点を、会社更生手続においても管理型手続としての基本構造を維持しながら、取り入れることが可能となっている⁽²⁰⁾。

新会社更生法の制定当初は、こうしたDIP型会社更生の運用は必ずしも一般的には行われてはいなかったが、2008年に、東京地方裁判所がDIP型会社更生の運用を積極的に導入することを明らかにし⁽²¹⁾、その後、DIP

(19) 役員責任等査定決定(会更100条1項)を受けるおそれがあると認められる者は管財人に選任することができないとされている(会更67条3項)。

(20) 以上の立法の経緯につき、深山・前掲注(4)98頁以下参照。

(21) その経緯について、難波孝一ほか「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開—債務者会社が会社更生手続を利用しやくするための方策：DIP型会社更生手続の運用の導入を中心に」NBL895号10頁以下(2008)参照。具体的には、現経営陣が自ら事業再建を手がける意欲がある会社の会社更生手続の申立てにあたり、現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題の存在が明らかでない場合には、会社更生事件について熟達した弁護士を監督委員(会更35条)兼調査委員(同39条)に選任し、更生手続開始原因事実の存否のほか、管財人

型会社更生の運用は他の裁判所にも拡大するに至っている⁽²²⁾。DIP型の会社更生の運用が試みられたケースとしては、不動産業者の日本綜合地所(2009年：負債総額1970億円)、金融業者のロプロ(2009年：負債総額1250億円)や武富士(2010年：負債総額4330億円)、通信業者のウィルコム(2010年：負債総額1060億円)、半導体メーカーのエルピーダメモリ(2012年：4480億円)など、負債総額1000億円を超える大規模事件も多く含まれており、DIP型会社更生の運用は、迅速かつ効率的な事業再生に寄与していると評価されるに至っている⁽²³⁾。

②債権者委員会の活用

倒産法の抜本改正においては、各倒産手続において新たに債権者委員会の制度が導入されたが(民再117条、会更117条、破144条)、改正直後はいずれの手続においてもほとんど利用されない状況にあった。しかし、DIP型の会社更生手続において、債権者側を代表して管財人から情報の提供を受け、管財人と対峙して交渉する機関として、債権者委員会(更生担保権者委員会)を活用する動きが一部でみられ⁽²⁴⁾、また、最近では、法的手続における債権者への情報提供のあり方について注目が集まっており、その中

の適性に関する事項も調査させ、調査報告の結果、更生手続開始が相当であり、かつDIP型会社更生手続の運用を認めることに支障がないときには、更生手続を開始するとともに、現経営陣の中から管財人を選任するという方式が基本とされる。

- (22) たとえば、大阪地裁におけるDIP型会社更生の運用について、上田裕康「大阪地方裁判所におけるDIP型会社更生事件－迅速な事業再建手法としてのDIP型会社更生手続の運用－」金法1922号47頁(2011)参照。
- (23) DIP型会社更生申立事件は、東京地裁では、2009年から2017年までの9年間で27件に達しているとのことである(多比羅・前掲注(18)35頁以下、および、同48頁【資料4】参照)。
- (24) DIP型の会社更生手続において、債権者委員会(更生担保権者委員会)を活用したケースとして、Spansion Japanの更生手続があげられる。その詳細につき、坂井秀行＝粟田口太郎「史上初の更生担保権者委員会とその意義－Spansion JapanのDIP型更生手続」金法1918号24頁(2011)、坂井秀行「事業再生手続の展開と将来像」松島英機ほか編『門口正人判事退官記念 新しい時代の民事司法』27頁以下(商事法務、2011)参照。

で、債権者委員会を債権者に対する情報提供機関として活用すべきとの主張もされているところである⁽²⁵⁾。将来的には、立法論としても、現在の債権者委員会に関する規律についてさらに見直しをすべきとの指摘もなされており⁽²⁶⁾、そうした観点からも、会社更生手続における債権者委員会の活用状況は注目に値するものといえることができる。

4. 再建型倒産手続をめぐる将来展望と検討課題

(1) 私的整理と法的手続とを連動させた議論

すでに、民事再生法の施行から20年近くが経っている。いうまでもなく事業再生については、社会における経済活動と密接に関係しているため、この間の社会・経済状況の変化によって既存の倒産法が時代に合わなくなるという余地は常に存するところである。また、先の倒産法の大改正は、経済状況の急激な悪化を背景に、倒産手続の合理化・迅速化、倒産手続の公平性・実効性の確保を目的として行われたものであるが、それら改正の理念が実際の倒産実務において十分に実現されているか、あるいは、現行法の規律によって何らかの不都合が生じていないかを、現在の状況を踏まえつつ検証する作業も必要となる。

このような観点からは、準則型の私的整理手続が整備され、法的手続と並ぶ主要な事業再生スキームとして活用されるに至っている現状を踏まえると、私的整理と法的手続の双方について、相互の関係を含め、事業再生のための制度として統一的な観点から検討していくことが今後の重要な検討課題になると思われる⁽²⁷⁾。

(25) 杉本純子「債権者機関（債権者集会・債権者委員会）－日米の比較にみる債権者機関の役割と位置づけ」佐藤鉄男＝中西正編『倒産処理プレーヤーの役割－担い手の理論化とグローバル化への試み』270頁以下（民事法研究会，2017）、山本研「私的整理と倒産手続の連携強化－円滑な連携を可能とするための手続構造」法時89巻12号21頁（2017）など。

(26) 坂井・前掲注（24）29頁以下、山本・前掲注（25）22頁。

私的整理については、対象債権者全員の同意が必要とされるため、必ずしも合理的とはいえない理由で一部債権者が同意しないことにより私的整理を成立させることができないことがしばしばあることから、最近では、私的整理を多数決で成立させることができないかという立法論的な議論が展開されている⁽²⁸⁾。他方、法的手続においては、私的整理において商取引債権の100%弁済が一般的に認められていることと同様に、それにより事業価値の維持が図れるのであれば、法的手続においても金融債権者と商取引債権について異なる取扱いをする余地が認められるのではないかという議論が活発になされている⁽²⁹⁾。

このように、私的整理の関係で多数決を導入できないかという問題は、法的手続において用いられている多数決を私的整理に広げることができないかという方向の議論であるのに対し、商取引債権の100%弁済については、私的整理の手法を法的手続に持ち込むことができないかという方向での議論ということができ、今後は、私的整理と法的倒産手続相互を対比しつつ、より実効的な事業再生の手法について総合的に検討することが必要とされているといえよう⁽³⁰⁾。

(2) 倒産法の再改正をめぐる議論

また、倒産法の抜本改正から10年以上を経て、現在、倒産法再改正の必要性が活発に議論されるに至っている。倒産法の再改正に関しては、様々

(27) このような問題意識につき、山本和彦ほか「[[座談会] 事業再生と倒産手続利用の拡充に向けて」法時89巻12号37頁(2017)など参照。

(28) 2015年7月にはこの問題に関連したシンポジウム(「多数決による事業再生ADR」(主催:事業再生実務家協会))が開催された。その概要につき、山本和彦「多数決による事業再生ADR」NBL1059号31頁(2015)参照。

(29) 杉本純子「事業価値を毀損しない倒産法制の可能性-商取引債権保護とDIPファイナンスの優遇」法時89巻12号24頁(2017)など。

(30) このような観点からの検討を試みる近時の論考として、中井康之「倒産手続活性化の処方箋」法時89巻12号4頁(2017)、富永浩明「私的整理による事業再生の現状と法的整理の課題」法時89巻12号11頁(2017)等がある。

な提案がなされているが⁽³¹⁾、例えば、前回の倒産法改正においても大きな役割を果たした山本和彦教授（一橋大学）は、改正に向けて検討すべき課題として、①前回の改正により新たに導入されたが、さらなる改善が必要とされている制度や運用、②前回の法改正の際には立法化が見送られたが、法整備の必要性が改めて認識されるに至っている事項、および、③前回の倒産法改正以降に新たに生じた状況への対応をあげられる⁽³²⁾。

現在のところ、①に関連するものとして、商取引債権に対する弁済のあり方や、DIP型会社更生手続についての規律の整備の必要性が、②に関連するものとしては、商事留置権の取扱いに関する、破産法と民事再生法の規律の相違（破66条1項、民再53条1項）をどのように是正するべきかという問題や、倒産解除条項に関する立法的手当の必要性などがあげられる。また、③の新たに生じた状況への対応としては、事業再生ADR等の準則型の私的整理と法的手続の連携強化等が、倒産法改正をめぐる文脈の中で活発に議論されているところである⁽³³⁾。さらに、2017年5月に債権法の改正法（平成29年法律第44号）が成立し、その中で、倒産法に関する規律も改正の対象となっていることから、これに応じて倒産法の側でも改正の必要性について検討する必要があるといえる。

諸外国においては倒産法の改正作業は比較的頻繁に行われており、我が

(31) 比較的最近のものとして、園尾隆司＝多比羅誠編『倒産法の判例・実務・改正提言』（弘文堂、2014）、倒産法改正研究会編『続々・提言倒産法改正』（金融財政事情研究会、2014）、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『倒産法改正150の検討課題』（金融財政事情研究会、2014）などがある。

(32) 山本和彦「倒産手続の現在と将来」市民と法77号21頁（2012）。

(33) 私的整理において、経済合理性を有する再建計画案が策定されたものの、一部の債権者の同意を得ることができないため、多数決により計画案の成立をはかることが可能な倒産手続に移行しようとする場面を念頭に、法的手続への円滑な移行を図るための方策について検討するものとして、「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」（商事法務研究会、2015）、東京弁護士会倒産法部倒産法改正検討特別部会「『商取引債権の新弁済許可』及び『簡易迅速再生手続』の創設提言」法律実務研究31号121頁（2016）、山本・前掲注（25）などがある。

国においても抜本改正から15年以上が経っていることから、民事再生法や会社更生法の再改正の動きが近い将来生じることは当然に予測されるどころであり、また早急な対応が必要とされているということができよう。